「荒尾市協働の地域づくり推進条例」素案に対するご意見・ご提案および市の考え方

平成24年2月1日

- 1. 意見募集期間 平成23年12月1日 (木曜) ~12月28日 (水曜)
- 2. 意見提出件数 5件(1人)

ご意見・ご提案の内容

ご意見に対する市の考え方

地区協議会

地区の課題やニーズに応え、問 題解決や合意形成、連絡調整の場 として、地区の全住民の総意を反 1 映するため、地区すべての住民が 参加できる組織体制が必要と考え られる。

第12条で、各地区における各団体間の問題や地域の課題を連携・協力して 総合的に解決を図る推進役として地区協議会の役割を定めています。ま た、地区協議会を各地区の地域づくり活動を行う団体の代表として市が認 定を行う際に、地区住民が直接、若しくは間接的にその地区の地域づくり計 画に参画できる組織体制を整えることが設立要件となっていることから、地 |域住民の意見を反映した運営が実施できるものと考えております。

権限と財源

行政協力員等の非常勤特別職等 を廃止し、広報紙配布などの補助 金その他の交付金、補助金を合わ せて「まちづくり交付金」として一括 交付する。

地区協議会を「指定管理者」とし て、地区内の公共施設、公園等の 2 管理運営を委譲する。簡易な行政 サービスも委譲する。

第14条で市が認定した地区協議会への人的・財政的支援を明確に定める ことから、新たな地域づくり交付金の創設のもと地域づくり活動がより計画 |的・継続的に実施できるものと考えております。また、この交付金は主に地 域全体に関わる事業への補助金を一括して交付するもので、現段階では行 政協力員等の個人的業務の手当等は含んでおりませんが、将来的には広 報配布方法や行政協力員の在り方、地区協議会の要望等と併せて見直しを 行っていきます。

次に公共施設の指定管理者についてですが、地区協議会も、要件を満た した団体であれば申請することができ、選定委員会での適切な審査の下、 指定管理者として選定される可能性もあります。

なお、公園管理における除草作業では、現在はボランティア団体等が活動 を行い、その実績に基づき作業に要する物品の現物支給等を行っており、 今後公園全体の管理運営等の要望があれば、地区協議会等に移譲して行 くことを検討していきたいと考えております。

活動の拠点

地域づくりの活性化と充実のため の拠点として、さらには地区住民の 交流の場、生涯学習の場、行政 設の整備。

地区内の公共施設の活用。中心 公民館の整備、機能の充実を図 る。

本市においては、行政区(自治会・町内会)毎に地域公民館が概ね整備さ れており、長年地域住民のよりどころとして地域交流や生涯学習の場として 利用されています。また、市中央公民館や地域産業交流支援館、その他公 共施設が概ね中学校区に整備されていることから、こうした既存施設の有効 サービスの拠点として活用できる施|活用により地域づくり活動の推進につなげていきたいと考えています。

行政サービスの充実としましては、現在あらおシティモール内に市民サー ビスセンターを開設し、土・日や祝日、夜間開設を行っていることから、今後 他の公共施設においてどのような行政サービスを行うことができるか検討し ていきたいと考えています。

人材の育成

行政と住民とにおいては、考え 方、行政的事務処理、企画•運営、 業務遂行、危機管理等に対する認 識に格差が見られる。行政と住民 が同一認識で対等なパートナー シップを築くため、協議会構成団体 のリーダー等の研修、学習会の実 4 施が必要と考えられる。

地区住民の行政経験者を協議会 応じたアドバイスや専門知識の提 供、まちづくり計画策定が図られ る。

住民主体のまちづくりを推進して行くうえで、自律した地域運営が展開され ることが不可欠なことから、第10条で地域づくりを担う人材育成を推進してい くことを定めています。そのためには、現在実施しています「いきいき人づくり 事業」や「市民活動支援講座」に加え、新たに地域づくり活動を推進するリー ダー研修などを開催していきたいと考えています。

※いきいき人づくり事業とは・・・ 荒尾市のリーダー的人材の育成図るため、 視察研修への参加や市全体を対象とした講演会等の開催事業に助成を行 うものです。

の中核として、また、地域づくり推進 |※市民活動支援講座とは・・・市民活動の活性化を図るため、市民や市民活 委員として活用する。活動の内容に|動団体(地域団体、 ボランティア団体)を対象に団体の運営やスキルアップ などの講座を開催するものです。

市職員の参加促進

行政と住民が対等な関係で協働でまちづくりを進める上で、市職員の意識改革と活動への積極的な参加推進は重要なことである。

市職員の専門的知識の提供や技 術支援は行政住民が対等なパート ナーとしてまちづくり計画を進める 上で必要不可欠である。

市民と行政の協働のまちづくりを推進していくうえで、市職員の協働の意識改革及び地域活動への積極的な参加は大変重要であると考えます。

そこで、第15条で市職員も積極的に地域活動に参加していくことを定め、 地域づくり活動が円滑に取り組めるよう行政情報などを提供していきます。 また、職員研修や各課の協働事業の促進、地域活動の情報提供などを進 めることで、職員の協働に関する意欲向上を図っていきます。